

海老名市文化財保護条例改正（案）に関するパブリックコメントと回答

この度は、海老名市文化財保護条例の改正に関しまして、ご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

市では、文化財の保存と活用の取り組みを促進し、地域の財産である文化財を次世代へ継承していくよう、お寄せいただきましたご意見を参考とさせていただきます。

なお、期間中にいただいたご意見の内容と市の考え方につきましては以下の通りです。

1. 意見募集期間 平成 30 年 12 月 26 日（水）から平成 31 年 1 月 24 日（木）まで
2. 意見提出件数 1 件(1 名)
3. 問い合わせ先 教育部教育総務課文化財係 電話番号 046-235-4925（直通）

No.	意見内容	回答
1	<p>・河原口坊中遺跡、社家宇治山遺跡等の現地に説明表示板がなく、温故館で出土品が展示されても一時的であり、地域の人に知られておらず残念。</p> <p>・地域学習の一環として市内の遺跡・寺院・偉人等を学ぶ機会を作ってもらいたい。</p> <p>・文化財を後世に伝えていく考えには多いに賛同する。 出土した遺物の展示施設として温故館だけでは不足しており、文化財の保存管理への取り組みも市の発展と共に両立させて欲しい。</p>	<p>・今回新たに第 25 条に標識等の設置の条文を設けました。活用上で必要がある文化財には標識や説明板の設置を行っていきます。</p> <p>・これまでも史跡散策や講座などを実施してきましたが、第 26 条で教育委員会は学習機会の提供に努めるものとししました。今後も学習の機会を設けていきます。</p> <p>・第 3 条で市の責務として、文化財の保存活用が適切に行われるよう努め、教育委員会は文化財の保存及び活用に関する施策を推進するよう努めなければならないとしています。いただきましたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>